

業務説明資料（仕様書）

1 業務の名称

令和7年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンコンテンツ磨き上げ等業務

2 業務の目的

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン（以下、「神奈川・横浜DC」という。）は、「GREEN × EXPO 2027」を契機に、神奈川・横浜の多様な魅力に触れることで、新たな発見や感動を体験し、神奈川・横浜の魅力を深く理解してもらうためにJRグループ6社と地域とが一体となって実施する全国規模の大型観光キャンペーンである。

本業務においては、神奈川・横浜DCを契機に県内周遊を促進するために、「神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンコンテンツ実施等業務」の中で選定した神奈川・横浜DCで注力してPRする観光コンテンツを磨き上げることを目的とする。

なお、神奈川・横浜DCは神奈川県と横浜市の共同主催（同額の費用負担）で実施しており、継続的な地域の観光振興につなげることを目的に、本番となる令和9年4月から6月の前年同時期にはプレキャンペーンを、本番の翌年同時期にはアフターキャンペーンを実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の内容【企画提案事項】

受託者は以下の業務を実施すること。なお、業者選定（プロポーザル方式の提案）時における提案内容は下線部分を提案書に記載すること。

（1）DC特別コンテンツの実施計画書の作成

基本計画書（入札参加資格確定後、委託者が別途貸与）に基づき、40件のコンテンツについて、委託者と協議のうえ、次のアからカを含めて実施計画書を作成し、随時更新すること。

なお、基本計画書に記載のとおり、40件のうち、20件をプレDCまでに磨き上げ、20件を本番DCまでに磨き上げるものとする。

ア コンテンツ毎の磨き上げ実施スキーム（コンテンツ所有者や委託業者を含む）

イ コンテンツ毎の磨き上げに向けた詳細なスケジュール

ウ コンテンツ毎の詳細な磨き上げ内容

エ コンテンツ毎の予算内訳（令和7年度、令和8年度、令和9年度毎に実施する作業内容及び、その作業項目毎の費用）

オ コンテンツ毎の予算内での追加提案（基本計画に則り、実現可能性を考慮したブラッシュアップした磨き上げを提案できる場合は提案内容に含めること）

カ コンテンツ個別の内容に応じた広報・販路整備（例：SNS、Web、雑誌、POP等の活用）

プロポーザル方式の提案にあたっては、基本計画書の中から、基本計画書に「提案書に記載する項目」と記載されている県内・市内のコンテンツを合計4件程度（横浜市を除く県域から2件、横浜市域から2件）について、上記アからカの内容を提案すること。ただし、提案書作成にあたり、各事業者への問合せは行わないこと。

(2) DC 特別コンテンツの実施及び実施に向けた準備・調整

4 (1) で作成する実施計画書に基づき、令和 7 年度中に磨き上げできるものについて 4 (1) オ及びカも含めて、販売等ができる状態のコンテンツ実装まで実施すること。令和 7 年度中に実施できないものについては、実施に向けた準備・調整を進めること。

なお、プレ DC 期間中及び DC 本番期間中に経費が発生するものについては、翌年度以降の事業となるため本業務には含まないが、翌年度以降、滞りなく実施できるよう、できる限りの準備・調整を進めること。

また、基本計画書に記載されたコンテンツ毎の予算を支出する際は、事前に委託者と協議のうえ支出すること。実施に向けた打合せや現地調査等の調整に係る費用は、基本計画書に記載されたコンテンツ毎の予算からは支出しないものとする。

実施に向けた調整を進める中で、基本計画書のコンテンツが実施困難となった場合には、委託者と協議の上、代替案を提案し、実施していくものとする。ただし、調整先事業者の都合等、やむを得ない事情により実施困難となった場合の対応については、別途委託者と協議して決定するものとする。

(3) コンテンツシート（画像含む）の作成

プレ DC までに磨き上げるコンテンツについて、別添「コンテンツシート」を作成するとともに、特設サイトやガイドブック等の広報ツールに掲載可能な各コンテンツの画像を作成すること。（商品作成後でないと撮影できないコンテンツについては、イメージ画像も可能とする）

5 追加提案【企画提案事項】

本仕様書に定める委託業務の他、実施可能性の高い企画や実施運営に係るアイデアがあれば、委託料上限額の範囲内で、その根拠とともに追加提案すること。

6 スケジュール

令和 7 年 12 月上旬頃	契約締結
2 月上旬頃まで	実施計画書及びコンテンツシート（プレ DC までに磨き上げるもの 20 件分）を提出
3 月下旬頃まで	実施計画書（本番までに磨き上げるもの 20 件分も含む）、実施報告書及びその他納品物を提出

8 納品物

(1) 実施計画書

基本計画書に記載の 40 コンテンツについて、4 (1) アからカを記載した実施計画書を P D F 形式に加え、編集可能な形式（例：PowerPoint 等）で提出すること。

なお、2 月上旬頃までに提出いただく中間報告では、プレ DC までに磨き上げるコンテンツについて納品すること。

(2) コンテンツシート

プレ DC までに磨き上げるコンテンツについて、別添「コンテンツシート」を納品すること。また、各種広報媒体で活用できる魅力的な画像も各コンテンツにつき 1 枚以上納品すること。納品された画像は、発注者が運営する特設サイトやガイドブック等に掲載するため、受託

者が使用許諾を取得すること（発注者が作成した Excel 等の許諾書を使用すること）。写真や映像等を含む場合は使用権の範囲を明記し、著作権・肖像権に関する確認書を添付すること。

（３）実施報告書

プレ DC までに磨き上げるコンテンツのうち、本委託業務で実施した内容をまとめた報告書を作成すること。また、コンテンツ毎の予算に関して、本委託業務において使用した経費等を一覧にまとめたものも報告書に記載し、委託者の求めがある場合にはその証憑を提出すること。

9 納品先

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

〒231-0023 横浜市中区山下町 2 産業貿易センター 4 階

10 留意事項

- （１）受託者は業務を進めるにあたり、委託者と緊密に連携し詳細な協議を行い、その記録を発注者に共有し作業を進めること。この場合に疑義が生じた際は、委託者と協議の上、その指示に従うこと。
- （２）受託者は委託者の求めに従い、進捗状況の報告や中間成果物の提供を行うこと。
- （３）受託者は、画像又は動画の提供を第三者に依頼する場合、第三者の許諾を得て画像又は動画を撮影する場合は、第三者から許諾を得ること。許諾を得る方法については受注後に委託者と協議の上決定すること。
- （４）受託者は本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、情報が漏洩することのないよう十分注意を払うとともに、以下の事項について遵守する。
 - ア 知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
 - イ 本契約業務の実施にあたって、関係法令、条約及び規則等を遵守する。
- （５）「個人情報の保護に関する法律」により、当該業務委託履行にあたり、当協議会の保有する個人情報を取り扱う場合はその重要性を認識し、適正に管理及び保護を行うものとする。
- （６）実施計画書に記載のコンテンツ毎の予算内訳の中で、本委託業務で支出しなかった費用については、請求金額から除外するものとする。
- （７）本業務の実施にあたり、基本計画書を作成した「令和 7 年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンコンテンツ選定等業務」の受託者と連携して進めていくこと。



画像⑥

キャンセルポリシー

〇〇日前は〇〇、〇〇日前～当日は〇〇